

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和 6年 1月23日

自動車安全運転センター
安全運転中央研修所
契約担当役 伊藤 泰 充

記

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 件名 | 安全運転中央研修所自動販売機設置場所の貸付け |
| (2) 貸付期間 | 令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで
ただし、当該貸付期間は、令和 9年 3月31日までの間、仕様書記載の条件により、毎事業年度、契約を更新することができます。 |
| (3) 貸付場所 | 安全運転中央研修所内を4グループに区分し、24箇所を貸し付けます。 |
| (4) 貸付条件等 | 仕様書による。 |
| (5) 入札方法等 | 入札は、グループ毎の年間貸付料により行います。 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格等

- 次の各号に掲げる事項に該当する者は、入札に参加することはできません。
 - 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - 次の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経っていない者。ただし、自動車安全運転センターが認めた場合は、この限りではありません。
 - 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 前各号に該当する者を入札代理人として使用する者
- 入札に参加できる者(以下「入札参加者」という。)は、国又は地方公共団体の一般競争参加資格「物品の製造または販売」又は「役務の提供」において、AからDまでの間の等級に格付けされている者であること。
- 自動車安全運転センターから指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 国又は地方公共団体等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国等の発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 自動販売機の設置業務について、仕様書記載の要件をすべて満たしている者であること。

3 入札説明書等の配付場所及び期限

- | | |
|------------|---|
| (1) 配付場所 | 自動車安全運転センター 安全運転中央研修所 管理部会計課
(住所：茨城県ひたちなか市新光町605-16) |
| (2) 期 限 | 令和 6年 2月 5日(月) 17時00分まで |
| (3) 問い合わせ先 | 安全運転中央研修所 管理部会計課 (電話番号：029-265-9556) |

4 入札参加に必要な書類の提出場所及び期限

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1) 提出場所 | 自動車安全運転センター 安全運転中央研修所 管理部会計課 |
| (2) 期 限 | 令和 6年 2月 5日(月) 17時00分まで |

5 入札書の提出及び開札の場所並びに日時

- | | | | |
|---------|-----------------------|-----------------|---------|
| (1) 場 所 | 安全運転中央研修所 セミナー室1 (2階) | | |
| (2) 日 時 | 自動販売機第1グループ | 令和 6年 2月 7日 (水) | 13 時00分 |
| | 自動販売機第2グループ | 令和 6年 2月 7日 (水) | 13 時30分 |
| | 自動販売機第3グループ | 令和 6年 2月 7日 (水) | 14 時00分 |
| | 自動販売機第4グループ | 令和 6年 2月 7日 (水) | 14 時30分 |

注1 入札書は、入札会場でグループ毎に提出して下さい。

注2 入札書を郵送する場合は、上記日時の前日までに必着するよう発送してください。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

徴収免除

7 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格等のない者の入札及び入札条件に違反した入札は無効とします。

8 契約書作成の要否

契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとします。